

総社市障がい者千人雇用推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市障がい者千人雇用推進条例の一部を改正する条例

総社市障がい者千人雇用推進条例（平成23年総社市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>総社市障がい者千五百人雇用推進条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>障がい者千五百人雇用</u>の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等（以下「事業主団体」という。）の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめ全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第2条 <u>障がい者千五百人雇用</u>の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられ、<u>かつ、健康で安心な生活を享受できるものでなければならない。</u></p> <p>（市の責務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>総社市障がい者千人雇用推進条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>障がい者千人雇用</u>の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等（以下「事業主団体」という。）の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめ全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第2条 <u>障がい者千人雇用</u>の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるものでなければならない。</p> <p>（市の責務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>4 市は、障がい者の雇用の促進と就労の支援に取り組む過程で生じる課題及び就労状況の分析を行い、必要に応じて適当な措置を講ずるものとする。</p> <p>(障がい者千五百人雇用委員会の設置)</p> <p>第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、<u>総社市障がい者千五百人雇用委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置することができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(障がい者千人雇用委員会の設置)</p> <p>第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、<u>総社市障がい者千人雇用委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置することができる。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>別表第1（第2条，第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">報 酬</th> </tr> <tr> <th>日 額</th> <th>月 額</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>障がい者千五百人雇用委員会委員</u></td> <td></td> <td>5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	区 分	報 酬			日 額	月 額	年 額	略					<u>障がい者千五百人雇用委員会委員</u>		5,900			略					<p>別表第1（第2条，第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">報 酬</th> </tr> <tr> <th>日 額</th> <th>月 額</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>障がい者千人雇用委員会委員</u></td> <td></td> <td>5,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	区 分	報 酬			日 額	月 額	年 額	略					<u>障がい者千人雇用委員会委員</u>		5,900			略				
職 名			区 分	報 酬																																											
	日 額	月 額		年 額																																											
略																																															
<u>障がい者千五百人雇用委員会委員</u>		5,900																																													
略																																															
職 名	区 分	報 酬																																													
		日 額	月 額	年 額																																											
略																																															
<u>障がい者千人雇用委員会委員</u>		5,900																																													
略																																															